

2014 年度

特待生入試問題用紙

憲 法 (40 点)

民 法 (40 点)

刑 法 (40 点)

注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【 憲 法 】

憲法 31 条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定している。この規定に関する下記の各設問に答えなさい。

なお、(1)～(3)の解答は、所定の解答用紙に、それぞれどの設問に対するものであるか、その番号を明示してしるせ。

- (1) この規定は、いかなる内容の権利の保障と理解されているか。通説と少数説に言及しながら説明しなさい。
- (2) 憲法 31 条に関する最も代表的な最高裁判例の通称をあげ、この判決の内容を説明しなさい。
- (3) いわゆる成田新法事件の最高裁判決（最大判平成 4・7・1 民集 46 巻 5 号 437 頁）は、憲法 31 条の解釈に関していかなる見解を示したか、説明しなさい。

【 民 法 】

次の【事実】を読んで、下記の問 1・2 に答えよ。解答は所定の解答用紙に、それぞれどの設問に対するものであるか、その番号を明示してしるせ。なお、基準時は試験当日とし、利息や特別法については論じなくてよい。

【事実】

1. 2001 年 3 月頃、不動産業を営む A は、自己の所有する土地に 2 世帯向けの居住用建物を建築し、これを販売することを計画した。
2. 2001 年 4 月 16 日、A は、設計事務所を営む B に建物の設計と施工監理を依頼するとともに、その建物の建築について、建設会社である C との間で請負契約を締結した。この A・C 間の建築請負契約によれば、C が同年 10 月末日までに建物を完成し、11 月 15 日に同建物を請負報酬（3000 万円）と引き換えに A に引き渡すこととなっていた。

3. Cは、期日までに建物（以下、「本件建物」という）を完成し、2001年11月15日、本件建物をAに引き渡した。また、Aは、同日、請負報酬として、Cに3000万円を支払うとともに、Bに対して、本件建物の設計料（施工監理費を含む）として、300万円を支払った。

4. 2002年2月20日、Aは、本件建物を、その敷地とともに8000万円でDに売却した。

5. Dが、2011年3月の東日本大震災を契機に、2011年8月に本件建物の耐震構造を検査したところ、8月末に出された検査結果によれば、本件建物には重大な構造上の欠陥があり、耐震性が十分ではなかったことが判明した。そして、この欠陥は、Bが、安価ではあるが耐震性の低い素材を用いる旨の設計をし、それをCが看過したことによるものであることも判明した。

なお、本件建物の構造上の欠陥に対するBとCの過失の割合は、Bの過失が7割で、Cの過失が3割であった。また、Aは、本件建物にこのような構造上の欠陥があることを知らず、かつ、知らないことについて過失もなかったものとする。

問1 Dは、Aに対して、本件建物についての瑕疵担保責任を追及しようと考えている。

このとき、次の問(1)・(2)に答えよ。

(1) 瑕疵担保責任と債務不履行責任の違いを、瑕疵担保責任の法的性質論にも言及しつつ、指摘しなさい。

(2) Dは、Aに対して、瑕疵担保責任を問うことができるか否かを論じなさい。

問2 Dは、BおよびCに対して、どのような請求ができるかを、BとCの反論にも留意しつつ、論じなさい。

【 刑 法 】

次の【事例】につき、Xの刑事責任を論ぜよ（特別法違反を除く）。解答は、所定の解答用紙にしるせ。

【事例】

Xは、深夜1時頃、店員一人しかいないガソリンスタンドを狙って、ガソリンの給油を受けている隙に金銭を窃取することを計画し、自己所有の四輪自動車でガソリンスタンドMに入り、店員Aに給油を依頼した。「ちょっとトイレを貸してくれ」といいながら車を降りると、Xは、Mの店舗兼事務所に入り、金銭を物色した。数分後、Xは事務机の中に売上金約20万円があるのを発見したため、これをつかんで自己のバッグに入れた。

給油を終えたAは、Xがなかなか戻らないのに不審を抱き、事務所の方に向かう最中、Xが現金をバッグに入れるところを目撃した。Aは、「おい、お前、何やってるんだ」といいながらXにつかみかかろうとしたが、Xはこれを避けて自車に向かって走り出し、車に乗り込んでエンジンをかけ、直ちに発車しようとした。Aは、このまま逃がしては絶対にXを捕まえることはできないと考え、Xに逃走をあきらめさせるため、Xの車のボンネットに飛び乗り、腹這いとなってしがみついた。

Xは、これを見て動揺したが、決して捕まってはならないと考え、何とかAを振り落とそうと、ジグザグに蛇行運転を行った。ジグザグは、幅約5メートルの道路いっぱいになる振り幅の大きなもので、このときのX車の速度は時速約60キロに達していた。ボンネットに飛び乗ればXが運転をやめるだろうと思っていたAは、振り落とされれば死の危険があると感じ、落下しないよう必死に努力したが、だんだんと不安定な体勢になるのを止めることはできなかった。XはAの体勢が崩れたのを見て、さらに速度を上げ、より激しく蛇行を行った。その結果、Aは遂に路上に転落し、全治約3ヶ月の重傷を負った。